

海や水辺の近くで作業を行う場合には、 救命胴衣（ライフジャケット） を着用しましょう！

令和7年に、山口県内で3人が作業中に溺死しました。作業員はいずれも救命胴衣は未着用でした。

＜災害事例＞

業種	年齢	災害の概要
漁業	60歳代	海上にて漁船での漁を終えて帰港していたときに、船尾付近に置いていた底引き網が海に落ちた際、船尾のあたりに腰かけていた被災者も網と一緒に海へ転落し、おぼれたもの。
その他の建築工事業	20歳代	ダムの洪水吐ゲート塗装工事用のつり足場の組立て作業に一人で従事していたところ、所在不明となり、その後、つり足場の約1.7m下にある水深約7m下のダム湖内で発見されたもの。
港湾荷役業	70歳代	フレコンバックに入った生石灰をラフタークレーンを使用して船舶へ荷積みするにあたり、被災者は船舶上でフレコンバックの玉外し作業に従事していたが、昼休みに入った後、海へ転落しておぼれたもの。

＜溺水による労働災害を防止するために＞

水中に転落することにより溺れるおそれのある作業では、**救命胴衣を着用しましょう。**墜落制止用器具などの器具と共に装着する場合は、当該器具の重量も含めた浮力を有する救命胴衣を使用しましょう。

また、高所からの水面への転落そのものを防止するため、作業床の端、開口部等に**囲い、手すり、覆い等を設置したり、墜落制止用器具を使用**することも検討してください（高さ2m以上の場合は、転落防止措置を講じる義務が生じます）。

